

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会事務局
保 健 体 育 課

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を使用する場合の
福祉医療費助成制度の取り扱いについて（依頼）

お子様が学校園管理下でのけがにより医療機関を受診する際、伊丹市の福祉医療費助成制度（乳幼児等医療・こども医療・障害者医療・母子家庭等医療）は併用できませんので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 令和5年7月1日より所得制限が撤廃され、1歳から中学校卒業まで全ての児童生徒の医療費（通院（保険診療）に係る自己負担限度額）が無料となるため、今一度ご確認をお願いします。

記

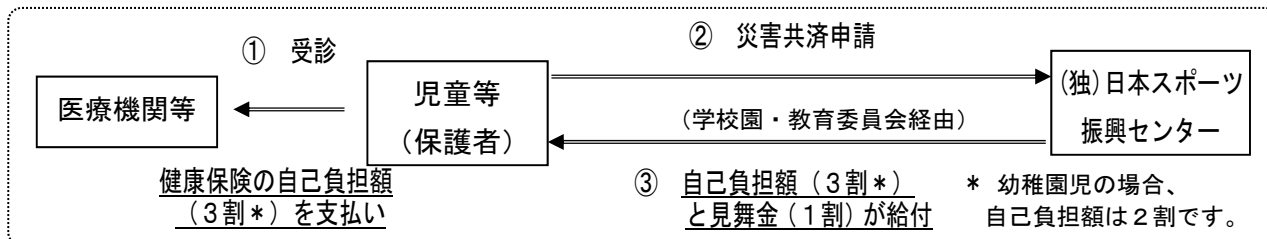
- 1 取り扱い内容 **学校園管理下でのけがで医療機関を受診する際は、センターの災害共済給付制度（保険証のみ）を使用してください。**

センターの災害共済給付制度を使用する場合は、伊丹市の福祉医療費助成制度は使用できませんので、「こども医療費受給者証」や「乳幼児等医療費受給者証」などは医療機関窓口で提示しないようご注意ください。
※「医療費受給者証」の裏面に記載の「ご注意」をご参照ください。

※ただし、学校園管理下のけがでも、**医療総点数が500点（医療費総額（10割）5,000円）未満の場合、センターの災害共済給付制度の対象外となるため、福祉医療費助成制度をお使いください。**
災害共済から福祉医療に変更になった場合、市役所1階の後期医療福祉課での手続きにより、自己負担額が還付されます。（領収書の原本が必要になりますので、必ず保管しておいてください。） 詳細は、後期医療福祉課（784-8041）にお問い合わせください。

- 2 手続き方法 ① 医療機関窓口で「学校園でのけがです。」と伝え、健康保険証のみを提示して、健康保険の自己負担額（総医療費の3割、幼稚園児は2割）を窓口で支払ってください。
※伊丹市の福祉医療費助成制度は使用できません。
② 学校園に必要書類を提出しますと、約2～3カ月後、自己負担額と見舞金（総医療費の1割）を併せて、総医療費の4割が給付されます。

3 災害共済給付請求の流れ



【問い合わせ先】

（災害給付制度について）伊丹市教育委員会事務局 保健体育課 072-784-8087
（福祉医療制度について）伊丹市役所 後期医療福祉課 072-784-8041